

日本学生支援機構奨学金 (緊急採用・応急採用) について

主たる家計支持者が失職、破産、倒産、事故、病気、死亡又は離別、又は火災・風水害等の事由により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要となった場合に申し込むことができます。(但し、事由が発生してから12ヶ月以内。)

なお、「失職」を事由とする場合、従来は定年退職や自己都合退職は非該当と取り扱われてきましたが、日本学生支援機構から通知があり、平成22年11月以降の申込分から、**失職理由にかかわらず(定年や独立開業・転職に伴い自己の意思で退職した場合、独立生計者の就学を理由とする退職を含む)、失職により家計が急変し、その事由が発生した月から12ヶ月を超えない期間内に緊急に奨学金の貸与が必要となった場合であれば対象となることとなりました。**以前に非該当として取り扱った者でも、申込月において事由発生から12ヶ月を超えない者であれば改めて申込みができます。

詳しくは学生支援課までお問い合わせ下さい。

平成22年11月

学生支援課